官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十三年一月二十一日

外務大臣　前原　誠司

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十三年二月二十四日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六十日以内に、外務大臣に対し異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内であっても、処分の日から一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

一、氏名　後藤　正弘

生年月日　昭和二十八年三月二十一日

旅券申請上の住所　長野県佐久市大字岩村田一一五四

二、返納すべき旅券

旅券番号　TG一〇五四九六四

発行年月日　二〇〇一年十月十一日

三、旅券名義人　後藤　正弘

返納すべき理由

当該旅券名義人は、平成二十二年十一月二十六日、佐久簡易裁判所から、逮捕・監禁、強盗致傷事件の被疑者として逮捕状が発付された旨警察庁から外務大臣に通報されたことから、旅券の交付の後に、一般旅券の発給等の制限の対象となる旅券法第十三条第一項第二号に該当するに至ったものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、国鉄水戸動力車労働組合から、運転保安確立等の要求に関して、平成23年１月23日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全路線および付随する施設（福島県、茨城県、栃木県、千葉県及び東京都）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 23 年１月 21 日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表

福島県　常磐線、水郡線
茨城県　常磐線、水戸線、水郡線
栃木県　水戸線
千葉県　常磐線
東京都　常磐線、東北本線

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

国土交通省最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、漁業（大型いか釣り）最低賃金（平成19年国土交通省最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成 23 年１月 21 日

国土交通大臣　大畠　章宏

漁業（大型いか釣り）最低賃金第５項中「196,400円」を「196,600円」に改める。

附　則

この公示は、平成23年２月20日から効力を生ずる。

国会試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８―12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、平成23年１月20日をもって満了した。

平成 23 年１月 21 日

人事院人材局企画課長　福田　紀夫

記

平成21年度海上保安学校学生採用試験（航空課程区分）
平成21年度海上保安大学校学生採用試験
平成21年度気象大学校学生採用試験

公　告

諸　事　項

第三者所有物の没収に関する公告

平成 23 年１月 21 日

東京地方検察庁検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成23年２月４日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

1　係属裁判所　東京地方裁判所刑事第７部
2　被告事件名　常習賭博
3　被告人氏名　植頭　勝喜
4　公判期日　平成23年２月15日
5　没収すべき物の品名、数量その他その物を特定するに足りる事項

平成22年東地領第5318号

符号３　現金１万円
符号４　現金５万5,000円
符号５　現金１万2,000円
符号６　現金２万円
符号７　現金１万円
符号８　現金２万5,000円
符号９　現金3,000円
符号10　現金３万5,000円
符号11　現金２万円
符号12　現金７万2,000円
符号13　現金8,000円
符号14　現金3,000円
符号15　現金２万円
符号16　現金１万円
符号17　現金9,000円
符号18　現金４万円
符号19　現金７万円
符号20　現金２万2,000円
符号21　現金6,000円
符号22　現金１万円
符号23　現金9,000円
符号24　現金7,000円
符号25　現金１万1,000円
符号26　現金3,000円
符号27　現金3,000円

6　没収の理由となるべき事実の要旨

被告人は、氏名不詳者が東京都渋谷区道玄坂２丁目20番９号道玄坂柳光ビル２階において経営するパチスロ賭博店「ゴッド」の在店責任者であるが、前記氏名不詳者と共謀の上、同店に「パチスロ機」と称する回胴式遊技機31台を設置し、常習として、平成22年１月３日ころから同年11月３日までの間、同店において、宮本拓ら不特定多数の賭客を相手方として、多数回にわたり、それぞれ金銭を賭け、前記回胴式遊技機を使用して、回転する回胴を回胴回転停止装置によって停止させ、そろった絵柄の組合せによって勝負を行う方法の賭博をしたものである。

工場財団

東京都中央区日本橋二丁目２番６号**屋久島電工株式会社**の工場財団に鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦939番地屋久島電工株式会社屋久島工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 23 年１月 21 日

鹿児島地方法務局屋久島出張所

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年１月 21 日

中部地方整備局長　富田　英治